

<p>国家发展和改革委员会 商务部令 2020 年第 37 号</p> <p>《外商投资安全审查办法》已经2020年11月27日国家发展和改革委员会第13次委务会议审议通过，并经国务院批准，现予公布，自2021年1月18日起施行。</p> <p>国家发展和改革委员会主任：何立峰 商务部部长：钟山 2020年12月19日</p> <p>附件： 《外商投资安全审查办法》</p> <p style="text-align: center;">外商投资安全审查办法</p> <p>第一条 为了适应推动形成全面开放新格局的需要，在积极促进外商投资的同时有效预防和化解国家安全风险，根据《中华人民共和国外商投资法》《中华人民共和国国家安全法》和相关法律，制定本办法。</p> <p>第二条 对影响或者可能影响国家安全的外商投资，依照本办法的规定进行安全审查。本办法所称外商投资，是指外国投资者直接或者间接在中华人民共和国境内（以下简称境内）进行的投资活动，包括下列情形：</p> <p>（一）外国投资者单独或者与其他投资者共同在境内投资新建项目或者设立企业；</p> <p>（二）外国投资者通过并购方式取得境内企业的股权或者资产；</p> <p>（三）外国投资者通过其他方式在境内投资。</p> <p>第三条 国家建立外商投资安全审查工作机制（以下简称工作机制），负责组织、协调、指导外商投资安全审查工作。工作机制办公室设在国家发展改革委，由国家发展改革委、商务部牵头，承担外商投资安全审查的日常工作。</p> <p>第四条 下列范围内的外商投资，外国投资者或者境内相关当事人（以下统称当事人）应当在实施投资前主动向工作机制办公室申报：</p> <p>（一）投资军工、军工配套等关系国防安全的</p>	<p>国家發展改革委員會 商務部令 2020 年第 37 号</p> <p>《外商投資安全審查弁法》は、2020 年 11 月 27 日の国家發展改革委員會第 13 回委務會議の審議において可決され、國務院の批准を受けたため、ここに公布し、2021 年 1 月 18 日より施行する。</p> <p>国家發展改革委員會主任：何立峰 商務部部長：鐘山 2020 年 12 月 19 日</p> <p>付属文書： 《外商投資安全審查弁法》</p> <p style="text-align: center;">外商投資安全審查弁法</p> <p>第一条 全面的な開放の新たな枠組み形成推進のニーズに応え、外商投資を積極的に促進すると同時に国家安全リスクを有効に予防および排除するため、《中華人民共和国外商投資法》《中華人民共和國国家安全法》および関連法律に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 国家の安全に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼす可能性のある外商投資に対して、本弁法の規定に基づき安全審査を行う。本弁法でいう外商投資とは、外国投資家が直接あるいは間接的に中華人民共和國の国内（以下、国内）において行う投資活動を指し、下記の状況を含む：</p> <p>（一）外国投資家が単独あるいはその他の投資家と共同で国内において新規プロジェクトに投資あるいは企業を設立する；</p> <p>（二）外国投資家が合併・買収方式を通じて国内企業の持分あるいは資産を取得する；</p> <p>（三）外国投資家がその他の方式を通じて国内において投資する。</p> <p>第三条 国家は、外商投資安全審査業務メカニズム（以下、業務メカニズム）を構築し、外商投資安全審査業務を組織・調整・指導する責を負う。業務メカニズム弁公室は、国家發展改革委員會に設置し、国家發展改革委員會・商務部が主導し、外商投資安全審査の日常業務を担う。</p> <p>第四条 下記の範囲内の外商投資について、外国投資家あるいは国内の関連当事者（以下、当事者）は、投資の実施前に業務メカニズム弁公室に自主的に申請しなければならない：</p> <p>（一）軍需産業・軍需産業関連などの国防上の</p>
---	---

<p>领域，以及在军事设施和军工设施周边地域投资；</p> <p>（二）投资关系国家安全的重要农产品、重要能源和资源、重大装备制造、重要基础设施、重要运输服务、重要文化产品与服务、重要信息技术和互联网产品与服务、重要金融服务、关键技术以及其他重要领域，并取得所投资企业的实际控制权。</p> <p>前款第二项所称取得所投资企业的实际控制权，包括下列情形：</p> <p>（一）外国投资者持有企业 50%以上股权；</p> <p>（二）外国投资者持有企业股权不足 50%，但其所享有的表决权能够对董事会、股东会或者股东大会的决议产生重大影响；</p> <p>（三）其他导致外国投资者能够对企业的经营决策、人事、财务、技术等产生重大影响的情形。</p> <p>对本条第一款规定范围（以下称申报范围）内的外商投资，工作机制办公室有权要求当事人申报。</p> <p>第五条 当事人向工作机制办公室申报外商投资前，可以就有关问题向工作机制办公室进行咨询。</p> <p>第六条 当事人向工作机制办公室申报外商投资，应当提交下列材料：</p> <p>（一）申报书；</p> <p>（二）投资方案；</p> <p>（三）外商投资是否影响国家安全的说明；</p> <p>（四）工作机制办公室规定的其他材料。</p> <p>申报书应当载明外国投资者的名称、住所、经营范围、投资的基本情况以及工作机制办公室规定的其他事项。</p> <p>工作机制办公室根据工作需要，可以委托省、自治区、直辖市人民政府有关部门代为收取并转送</p>	<p>安全に関わる分野、および軍事施設および軍需産業施設の周辺地域における投資；</p> <p>（二）国家の安全に関わる重要農産品・重要エネルギーおよび資源・重大装備の製造・重要インフラ・重要運輸サービス・重要文化製品およびサービス・重要 IT およびインターネット製品並びにサービス・重要金融サービス・基幹技術およびその他の重要分野への投資、かつ投資企業の実際の支配権の取得；</p> <p>前項の第二号でいう投資企業の実際の支配権の取得には、下記の状況を含む：</p> <p>（一）外国投資家が 50%以上の持分を保有する；</p> <p>（二）外国投資家の保有する企業の持分が 50%には満たないが、享有する議決権が董事会・株主会あるいは株主大会の決議に対して重大な影響を与えることができる；</p> <p>（三）その他の外国投資家が企業の経営指針・人事・財務・技術などに対して重大な影響を与えることができる状況。</p> <p>本条第一項の規定範囲（以下、申請範囲）内の外商投資について、業務メカニズム弁公室は、当事者に申請するよう要求する権利を有する。</p> <p>第五条 当事者は、業務メカニズム弁公室に外商投資を申請する前に、関連問題について業務メカニズム弁公室に照会することができる。</p> <p>第六条 当事者は、業務メカニズム弁公室に外商投資を申請する場合、下記の資料を提出しなければならない：</p> <p>（一）申請書；</p> <p>（二）投資プラン；</p> <p>（三）外商投資が国家の安全に影響を及ぼすか否かの説明；</p> <p>（四）業務メカニズム弁公室が規定するその他の資料。</p> <p>申請書は、外国投資家の名称・住所・経営範囲・投資の基本状況および業務メカニズム弁公室の規定するその他の事項を明記しなければならない。</p> <p>業務メカニズム弁公室は、業務ニーズに応じて、省・自治区・直轄市人民政府の関連部門に本</p>
---	---

<p>本条第一款规定的材料。</p> <p>第七条 工作机制办公室应当自收到当事人提交或者省、自治区、直辖市人民政府有关部门转送的符合本办法第六条规定的材料之日起 15 个工作日内，对申报的外商投资作出是否需要进行安全审查的决定，并书面通知当事人。工作机制办公室作出决定前，当事人不得实施投资。</p> <p>工作机制办公室作出不需要进行安全审查决定的，当事人可以实施投资。</p> <p>第八条 外商投资安全审查分为一般审查和特别审查。工作机制办公室决定对申报的外商投资进行安全审查的，应当自决定之日起 30 个工作日内完成一般审查。审查期间，当事人不得实施投资。</p> <p>经一般审查，认为申报的外商投资不影响国家安全的，工作机制办公室应当作出通过安全审查的决定；认为影响或者可能影响国家安全的，工作机制办公室应当作出启动特别审查的决定。工作机制办公室作出的决定应当书面通知当事人。</p> <p>第九条 工作机制办公室决定对申报的外商投资启动特别审查的，审查后应当按照下列规定作出决定，并书面通知当事人：</p> <p>（一）申报的外商投资不影响国家安全的，作出通过安全审查的决定；</p> <p>（二）申报的外商投资影响国家安全的，作出禁止投资的决定；通过附加条件能够消除对国家安全的的影响，且当事人书面承诺接受附加条件的，可以作出附条件通过安全审查的决定，并在决定中列明附加条件。</p> <p>特别审查应当自启动之日起 60 个工作日内完成；特殊情况下，可以延长审查期限。延长审查期限应当书面通知当事人。审查期间，当事人不得实施投资。</p>	<p>条第一号の規定する資料を代理で受領かつ転送するよう委託することができる。</p> <p>第七条 業務メカニズム弁公室は、当事者が提出あるいは省・自治区・直辖市人民政府の関連部門が転送した本弁法第六条の規定に合致する資料の受領日より 15 営業日以内に、申請された外商投資に対する安全審査の実施要否の決定を下し、併せて当事者に書面にて通知しなければならない。業務メカニズム弁公室の決定まで、当事者は投資を実施してはならない。</p> <p>業務メカニズム弁公室が安全審査の実施不要を決定した場合、当事者は投資を実施することができる。</p> <p>第八条 外商投資安全審査は、一般審査と特別審査に区分される。業務メカニズム弁公室は、申請された外商投資に対する安全審査の実施を決定した場合、決定日より 30 営業日以内に一般審査を完了させなければならない。審査期間内、当事者は投資を実施してはならない。</p> <p>一般審査を経て、申請された外商投資が国家の安全に影響を及ぼさないと判断した場合、業務メカニズム弁公室は、安全審査通過の決定を下さなければならない；国家の安全に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合、業務メカニズム弁公室は、特別審査始動の決定を下さなければならない。業務メカニズム弁公室が下した決定は、当事者に書面にて通知しなければならない。</p> <p>第九条 業務メカニズム弁公室が申請された外商投資に対する特別審査の始動を決定した場合、審査後に下記の規定に基づき決定を下し、併せて当事者に書面にて通知しなければならない：</p> <p>（一）申請された外商投資が国家の安全に影響を及ぼさない場合、安全審査通過の決定を下す；</p> <p>（二）申請された外商投資が国家の安全に影響を及ぼす場合、投資禁止の決定を下す；条件付加を通じて国家の安全に対する影響を解消することができ、かつ当事者が付加条件の受け入れを書面にて承諾した場合、条件付加による安全審査通過の決定を下し、併せて決定時に付加条件を明記することができる。</p> <p>特別審査は、始動日より 60 営業日以内に完了させなければならない；特殊な状況においては、審査期限を延長することができる。審査期限を延長する場合、当事者に書面にて通知しなければならない。審査期間内、当事者は投資を実施してはならない。</p>
---	---

第十条 工作机制办公室对申报的外商投资进行安全审查期间，可以要求当事人补充提供相关材料，并向当事人询问有关情况。当事人应当予以配合。

当事人补充提供材料的时间不计入审查期限。

第十一条 工作机制办公室对申报的外商投资进行安全审查期间，当事人可以修改投资方案或者撤销投资。

当事人修改投资方案的，审查期限自工作机制办公室收到修改后的投资方案之日起重新计算；当事人撤销投资的，工作机制办公室终止审查。

第十二条 工作机制办公室对申报的外商投资作出通过安全审查决定的，当事人可以实施投资；作出禁止投资决定的，当事人不得实施投资，已经实施的，应当限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的的影响；作出附条件通过安全审查决定的，当事人应当按照附加条件实施投资。

第十三条 外商投资安全审查决定，由工作机制办公室会同有关部门、地方人民政府监督实施；对附条件通过安全审查的外商投资，可以采取要求提供有关证明材料、现场检查等方式，对附加条件的实施情况进行核实。

第十四条 工作机制办公室对申报的外商投资作出不需要进行安全审查或者通过安全审查的决定后，当事人变更投资方案，影响或者可能影响国家安全的，应当依照本办法的规定重新向工作机制办公室申报。

第十五条 有关机关、企业、社会团体、社会公众等认为外商投资影响或者可能影响国家安全的，可以向工作机制办公室提出进行安全审查的建议。

第十条 業務メカニズム弁公室は、申請された外商投資に対する安全審査の実施期間、当事者に関連資料を追加で提出するよう要求し、併せて関連状況を当事者に質問することができる。当事者は、協力しなければならない。

当事者の資料の追加提供期間は、審査期限に加ええない。

第十一条 業務メカニズム弁公室の申請された外商投資に対する安全審査の実施期間、当事者は、投資プランを修正あるいは投資を取り消すことができる。

当事者が投資プランを修正した場合、審査期限は、業務メカニズム弁公室の修正後の投資プラン受領日より改めて計算する；当事者が投資を取り消した場合、業務メカニズム弁公室は、審査を終了する。

第十二条 業務メカニズム弁公室が申請された外商投資について安全審査通過の決定を下した場合、当事者は投資を実施することができる；投資禁止の決定を下した場合、当事者は、投資を実施してはならず、すでに実施している場合、期限を定めて持分あるいは資産を処分およびその他の必要な措置を講じなければならず、投資実施前の状態に戻し、国家の安全に及ぼす影響を解消しなければならない；条件付加による安全審査通過の決定を下した場合、当事者は、付加条件に基づき投資を実施しなければならない。

第十三条 外商投資安全審査の決定は、業務メカニズム弁公室が関連部門・地方人民政府と共同で監督管理・実施する；条件付加により安全審査を通過した外商投資に対して、関連証明資料提供の要求・オンサイト検査などの方式を講じて、付加条件の実施状況について事実確認を行うことができる。

第十四条 業務メカニズム弁公室が申請された外商投資について安全審査の実施不要あるいは安全審査通過の決定を下した後、当事者が投資プランを変更し、国家の安全に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼす可能性がある場合、本弁法の規定に基づき改めて業務メカニズム弁公室に申請しなければならない。

第十五条 関連機関・企業・社会团体・社会公衆などは、外商投資が国家の安全に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼす可能性があると考える場合、業務メカニズム弁公室に安全審査実施の提議を提出することができる。

第十六条 对申报范围内的外商投资，当事人未依照本办法的规定申报即实施投资的，由工作机制办公室责令限期申报；拒不申报的，责令限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影响。

第十七条 当事人向工作机制办公室提供虚假材料或者隐瞒有关信息的，由工作机制办公室责令改正；提供虚假材料或者隐瞒有关信息骗取通过安全审查的，撤销相关决定；已经实施投资的，责令限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影响。

第十八条 附条件通过安全审查的外商投资，当事人未按照附加条件实施投资的，由工作机制办公室责令改正；拒不改正的，责令限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影响。

第十九条 当事人有本办法第十六条、第十七条、第十八条规定情形的，应当将其作为不良信用记录纳入国家有关信用信息系统，并按照国家有关规定实施联合惩戒。

第二十条 国家机关工作人员在外商投资安全审查工作中，滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、泄露国家秘密或者其所知悉的商业秘密的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第二十一条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者进行投资，影响或者可能影响国家安全的，参照本办法的规定执行。

第二十二条 外国投资者通过证券交易所或者国务院批准的其他证券交易场所购买境内企业股票，影响或者可能影响国家安全的，其适用本办法的具体办法由国务院证券监督管理机构会同工作机制办公室制定。

第十六条 申請範囲内の外商投資について、当事者が本弁法の規定に基づき申請せずに投資を実施している場合、業務メカニズム弁公室が期限を定めて申請するよう命令する；申請を拒絶する場合、期限を定めて持分あるいは資産を処分並びにその他の必要な措置を講じて、投資実施前の状態に戻し、国家の安全に対する影響を解消するよう命令する。

第十七条 当事者が業務メカニズム弁公室に虚偽の資料を提出あるいは関連情報を隠蔽した場合、業務メカニズム弁公室が是正を命じる；虚偽の資料を提出あるいは関連資料を隠蔽して安全審査を通過した場合、関連決定を取り消す；すでに投資を実施している場合、期限を定めて持分あるいは資産を処分並びにその他の必要な措置を講じて、投資実施前の状態に戻し、国家の安全に対する影響を解消するよう命令する。

第十八条 条件付加により安全審査を通過した外商投資について、当事者が付加条件に基づき投資を実施していない場合、業務メカニズム弁公室が是正を命じる；是正を拒否する場合、期限を定めて持分あるいは資産を処分並びにその他の必要な措置を講じて、投資実施前の状態に戻し、国家の安全に対する影響を解消するよう命令する。

第十九条 当事者が本弁法第十六条・第十七条・第十八条の規定する状況にある場合、不良信用記録として国家関連信用情報システムに組み入れ、併せて国家関連規定に基づき連合懲戒を実施する。

第二十条 国家機関の職員が外商投資安全審査の業務において、職権濫用・職務怠慢・私情による不正・国家機密あるいはそこで知りえた商業機密の漏洩を行った場合、法に基づき処分する；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第二十一条 香港特别行政区・マカオ特别行政区・台湾地区の投資家が投資を行い、国家の安全に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼす可能性がある場合、本弁法の規定を参照して執行する。

第二十二条 外国投資家が証券取引所あるいは国务院が批准したその他の証券取引所を通じて国内企業の株券を購入し、国家の安全に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼす可能性がある場合、本弁法適用の具体的な方法は、国务院証券監督管理機構が業務メカニズム弁公室と共同で制定する。

第二十三条 本办法自公布之日起三十日后施行。

第二十三条 本弁法は、公布日より 30 日後に施行する。